

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

【第6期計画】

令和4年4月1日から
計画期間
令和9年3月31日まで

- ・策定 令和4年3月
- ・変更 令和6年3月

鹿児島県環境林務部自然保護課

目 次

●計画書本編

1	計画策定の背景及び目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
2	管理すべき特定鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	特定鳥獣の管理の目標	3
(1)	現状	3
(2)	管理の目標	14
(3)	目標を達成するための地域別の課題	15
(4)	目標を達成するための施策の基本的考え方	15
6	特定鳥獣の数の調整に関する事項	16
(1)	捕獲計画	16
(2)	効果的な捕獲手法の活用	17
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	17
7	特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	19
8	その他特定鳥獣の管理のために必要な事項	19
(1)	被害防止対策	19
(2)	モニタリング等の調査研究	20
(3)	計画実施体制	20

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

本県では、生息数の増加や分布域の拡大に伴い、南薩地域及び大隅半島を除いた県本土全域と種子島においてニホンジカによる林業被害が発生していた。そのため、平成 12 年度に最初の特定鳥獣保護管理計画を策定している。計画当初は、林業被害が主だったが、近年は中山間地域においてシカによる農林業被害が深刻化している。被害防止対策として、電気柵や防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を実施しているが、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。

また、ニホンジカの分布拡大に伴い、平成 27 年 5 月に第 4 期計画を変更し、南薩地域及び大隅地域を管理が行われる地域に追加したところである。

このような現状から、ニホンジカ個体群について、管理の目標を設定し、個体数管理や被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林作物の被害軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図る必要がある。

(2) 目的

ニホンジカの科学的、計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人との適切な関係を構築することを目的とする。

2 管理すべき特定鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。

(第 13 次鳥獣保護管理事業計画期間内)

4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

出水山地、八重山山地、国見・霧島山地、南薩地域、大隅地域、種子島

(図 1 参照)

各地域の市町村は次のとおり。

- ・出水山地
薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
- ・八重山山地
鹿児島市、日置市、いちき串木野市、薩摩川内市、さつま町、霧島市、始良市
- ・国見・霧島山地
湧水町、霧島市、始良市、曾於市
- ・南薩地域
枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市
- ・大隅地域
曾於市、志布志市、大崎町、垂水市、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
- ・種子島
西之表市、中種子町、南種子町

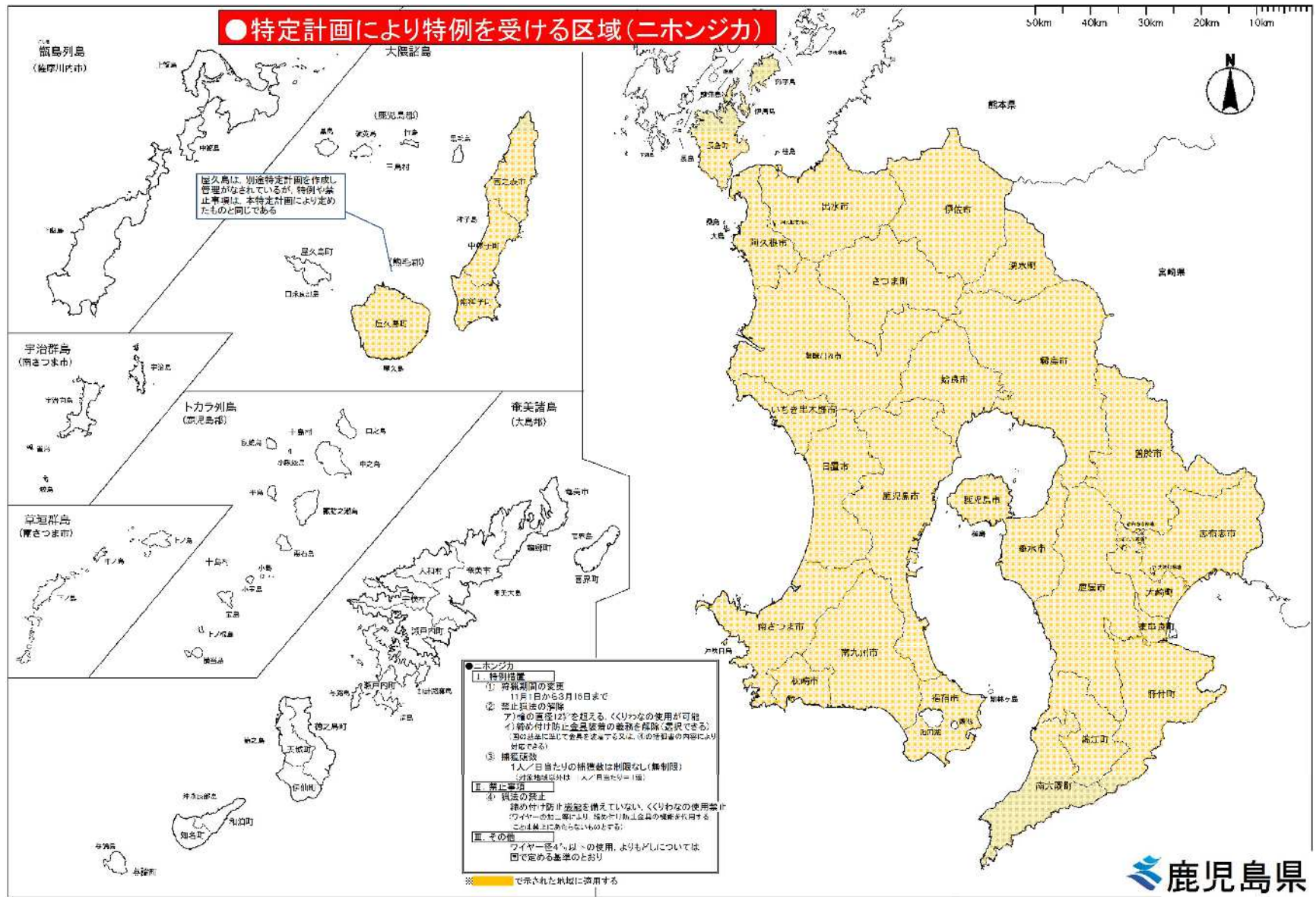


図 1 管理を実施する区域

5 特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息動向及び捕獲状況

イ) 分布現況

図 2 に平成 9 年度に実施した，シカ生息実態調査における生息動向に関するアンケート調査の市町別初確認年代を示した。それによると，紫尾山，八重山を有する出水市，さつま町，薩摩川内市や大隅半島南部，種子島では，1925 年より以前からニホンジカの生息が確認され，その後，周辺市町でも確認され始めている。熊本，宮崎県側の当時の状況は不明だが，県内の確認年代からは，1926 年以降少しずつ分布を拡大してきたことが示唆される。種子島では，1925 年より以前から南種子町南部を除くほぼ全域で分布が確認されている。

県本土の分布域は，地形や道路，河川等によって北から出水山地，国見・霧島山地，八重山山地，肝属山地南部の大きく 4 つに区分できる。国見・霧島山地は，宮崎県霧島山系の分布域と連続しており，出水山地と八重山山地の分布域は，薩摩川内市祁答院町，さつま町の旧鶴田町で一部連続している地域が見られる。

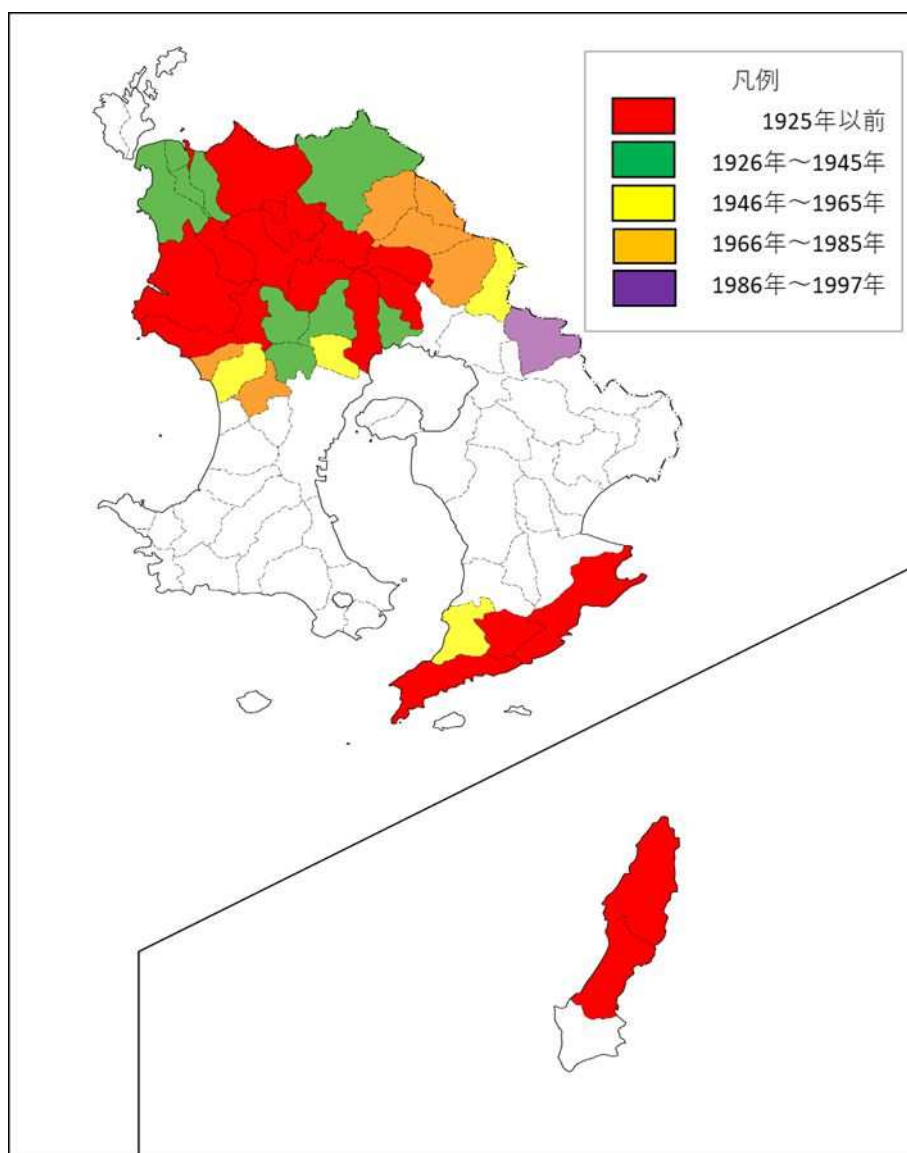


図 2 市町別初確認年代

(イ) 分布域の変動

図 3 に第 6 回自然環境保全基礎調査（環境省，2004）による 5km メッシュの分布を示した。それによると，1978 年に実施した第 2 回調査時には，県内全域で 112 メッシュだった分布が，第 6 回調査の 2003 年には 185 メッシュと 12.4% 分布メッシュが増加している。

県本土では，1978 年には各山域を中心に分布していたが，2003 年には山域間の中山間地域や分布の辺縁部からさらに南下し，薩摩半島の中央部付近でも分布の拡大が確認されている。

種子島では，1978 年には西之表市と中種子町の境界部に見られる程度だったものが，2003 年には西之表市北部，中種子町から南種子町の境界部まで分布メッシュが広がっている。

このように，県本土，種子島共に生息域が拡大傾向にあり，その背景には森林の伐採跡地や林道延長による境界域，推移帯（エコトーン）創出による餌供給，狩猟圧からの回避行動の蓄積，狩猟人口の減少や耕作放棄地の拡大等複数の要因が考えられる。

なお，令和元年度以降の調査において，指宿市において局所的なニホンジカの増加が確認されている（図 4）

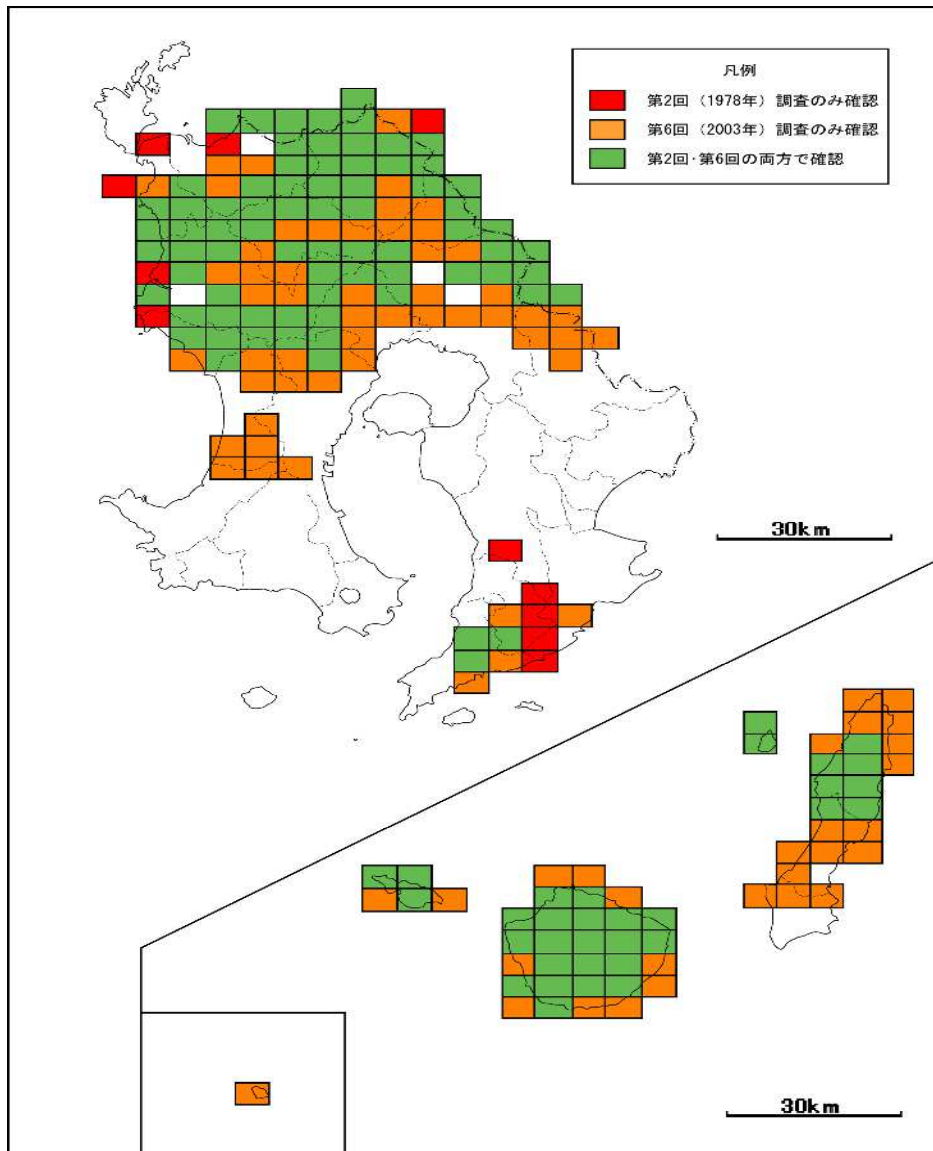


図 3 ニホンジカの生息域

(ウ) 密度分布パターン

図4に、指定管理鳥獣捕獲等事業により実施した令和元年度及び2年度における密度分布調査の結果について示した。県本土においては、出水山地、国見・霧島山地及び八重山山地において、種子島においては、島の中央部から北部にかけて特に密度が高い傾向が見られる。

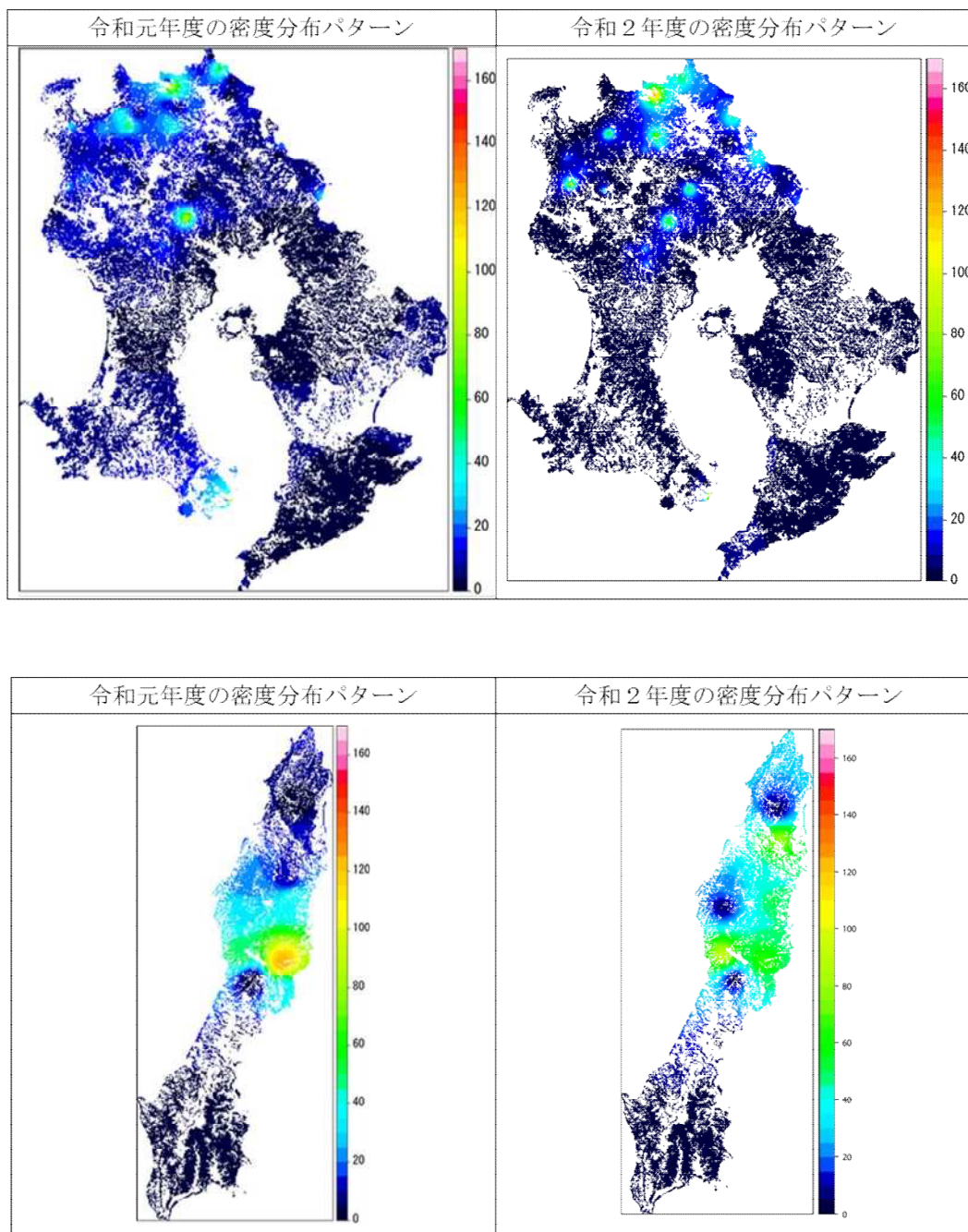


図4 ニホンジカの密度分布パターン
(スケールの値は密度：頭/km²)

(エ) 推定個体数

表 1 に推定個体数の推移を示す。個体数については、糞粒法により県内各地の調査地点（図 9）における生息密度の推定を行い、IDW 法という解析手法を用いて県全体の推定頭数を求めたものである。

計画区全体の合計個体数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけては減少傾向にあったが、平成 30 年度以降はほぼ横ばいで推移している。なお、令和 2 年度の地域別の推定値については、出水山地において 15,420 頭（平均値）と最も多くの個体が生息する結果となっている。出水山地以外では、国見・霧島山地 4,510 頭、八重山山地 6,220 頭、南薩地域 280 頭、大隅地域 530 頭（いずれも平均値）と推定されている。

表 1 推定個体数の推移

	H27		H28		H29	
	個体数	密度	個体数	密度	個体数	密度
県本土	29,000	9.9	22,000	7.5	22,000	7.5
種子島	5,000	20.7	8,000	33.1	6,000	24.8
合計	34,000	10.8	30,000	9.5	28,000	8.9
	H30		R1		R2	
	個体数	密度	個体数	密度	個体数	密度
県本土	24,000	8.2	24,000	8.2	27,000	9.3
種子島	7,000	28.9	5,000	20.7	6,000	24.8
合計	31,000	9.8	29,000	9.2	33,000	10.4

※推定個体数は平均値を示す。密度については平均個体数を森林面積（km²）で除した値を示す。

(カ) 捕獲状況

表 2 及び図 5 に県内全体の平成 15 年度以降の狩猟と有害鳥獣捕獲等の許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の推移を、表 3 に各管理区分の捕獲数の推移を示した。

狩猟による捕獲数は、概ね 3,000～4,000 頭前後で推移している。また、メスジカの狩猟における捕獲割合は平成 15 年度時点では全体 4 割程度だったが、捕獲に占める割合は徐々に増加し、近年では全体の 5～6 割を占めている。なお、メスジカは平成 10 年度まで狩猟が禁止されていたが、平成 11 年度に出水山地、八重山山地、種子島の一部において解禁され、さらに平成 14 年度には他の地域においても解禁されている。

有害鳥獣捕獲数は、増加傾向で推移している。令和 2 年度には 17,337 頭が捕獲されており、平成 15 年度の捕獲数の 24 倍に達している。また、メスジカの有害鳥獣捕獲による捕獲割合は、平成 17 年度以降徐々に増加し、狩猟捕獲と同様に近年では近年では全体の 5～6 割を占めている。

指定管理鳥獣捕獲等事業によるメスジカの捕獲割合は、概ね 6～7 割で推移しており、狩猟や有害鳥獣捕獲と比較しメスジカの捕獲割合が高い傾向が見られる。

令和 2 年度における各管理区分での捕獲は、出水山地で平成 15 年度に比べ約 6.0 倍、八重山山地で約 3.6 倍、国見・霧島山地で約 4.0 倍、種子島で約 14.4 倍それぞれ増加している。

表 2 県内全域における捕獲数の推移（屋久島を除く）

単位：頭

		H15	H16	H17	H18	H19	H20
狩猟	オス	2,264	1,850	2,180	2,021	1,909	1,749
	メス	570	1,248	1,258	1,555	1,517	1,407
	計	2,834	3,098	3,438	3,576	3,426	3,156
有害 ※1	オス	432	434	430	734	583	985
	メス	286	299	396	360	425	676
	計	718	733	826	1,094	1,008	1,661
合計	オス	2,696	2,284	2,610	2,755	2,492	2,734
	メス	856	1,547	1,654	1,915	1,942	2,083
	合計	3,552	3,831	4,264	4,670	4,434	4,817

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
狩猟	オス	1,711	1,750	1,835	1,854	1,817	1,936
	メス	1,492	1,511	1,755	1,909	1,691	1,981
	計	3,203	3,261	3,590	3,763	3,508	3,917
有害 ※1	オス	1,269	1,745	2,196	2,809	3,824	5,248
	メス	1,058	1,493	1,970	2,811	3,657	5,121
	計	2,327	3,238	4,166	5,620	7,481	10,369
合計	オス	2,980	3,495	4,031	4,663	5,641	7,184
	メス	2,550	3,004	3,725	4,720	5,348	7,102
	合計	5,530	6,499	7,756	9,383	10,989	14,286

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	オス	2,199	1,967	1,719	1,936	1,784	1,914
	メス	2,521	2,052	2,332	2,257	2,096	1,942
	計	4,720	4,019	4,051	4,193	3,880	3,856
有害 ※1	オス	6,929	6,409	6,525	7,054	7,747	8,187
	メス	7,106	7,885	7,799	7,958	8,772	9,150
	計	14,035	14,294	14,324	15,012	16,519	17,337
指定 ※2	オス	24	146	214	91	85	60
	メス	67	265	372	149	132	158
	計	91	411	586	240	217	218
合計	オス	9,152	8,522	8,458	9,081	9,616	10,161
	メス	9,694	10,202	10,503	10,364	11,000	11,250
	合計	18,846	18,724	18,961	19,445	20,616	21,411

※1 有害鳥獣捕獲等の許可捕獲。

※2 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲。

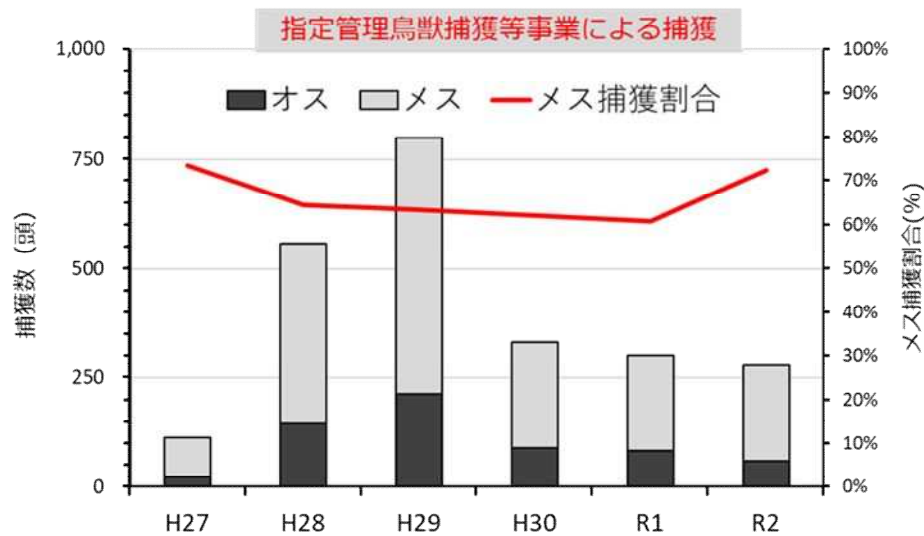
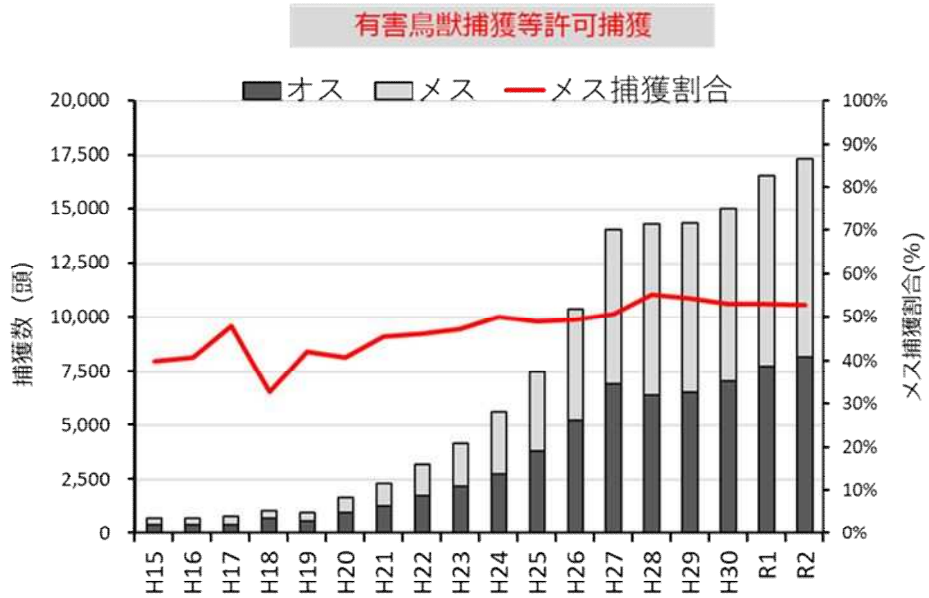


図 5 区分別の捕獲数等の推移

表3 計画対象地（管理区分）における捕獲の推移 単位：頭

管理区分		H15	H16	H17	H18	H19	H20
出水	オス	1,321	1,040	1,175	1,238	1,148	1,463
	メス	419	791	756	932	938	1,064
	計	1,740	1,831	1,931	2,170	2,086	2,527
八重山	オス	812	712	848	917	709	770
	メス	237	430	409	592	622	724
	計	1,049	1,142	1,257	1,509	1,331	1,494
国見・霧島	オス	343	332	434	399	433	342
	メス	125	229	312	348	342	255
	計	468	561	746	747	775	597
種子島	オス	213	192	100	197	199	153
	メス	75	97	118	43	32	35
	計	288	289	218	240	231	188
合計		3,545	3,823	4,152	4,666	4,423	4,806

管理区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26
出水	オス	1,407	1,775	2,030	2,076	2,557	2,963
	メス	1,538	1,607	1,981	2,216	2,486	3,150
	計	2,945	3,382	4,011	4,292	5,043	6,113
八重山	オス	793	1,071	1,093	1,107	1,520	1,955
	メス	684	930	1,044	1,009	1,449	1,752
	計	1,477	2,001	2,137	2,116	2,969	3,707
国見・霧島	オス	467	383	506	898	1,257	1,145
	メス	423	396	507	1,044	945	1,171
	計	890	779	1,013	1,942	2,202	2,316
種子島	オス	167	200	290	358	531	919
	メス	22	23	83	234	437	913
	計	189	223	373	592	968	1,832
合計		5,501	6,385	7,534	8,942	11,182	13,968

管理区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
出水	オス	3,568	3,981	3,493	4,388	4,395	5,051
	メス	4,243	4,080	4,386	5,060	5,242	5,444
	計	7,811	8,061	7,879	9,448	9,637	10,495
八重山	オス	2,759	2,066	2,554	1,939	1,907	1,842
	メス	3,156	2,006	3,041	2,263	2,006	1,956
	計	5,915	4,072	5,595	4,202	3,913	3,798
国見・霧島	オス	977	901	771	903	914	903
	メス	1,010	867	995	999	1,047	959
	計	1,987	1,768	1,766	1,902	1,961	1,862
種子島	オス	1,914	2,131	1,268	1,506	1,783	1,795
	メス	940	1,263	1,583	1,727	2,168	2,358
	計	2,854	3,394	2,851	3,233	3,951	4,153
南 薩	オス	23	14	13	19	35	31
	メス	5	3	37	7	46	28
	計	28	17	50	26	81	59
大 隅	オス	47	54	52	59	52	120
	メス	22	25	24	54	61	17
	計	69	79	76	113	113	137
合計		18,664	17,391	18,217	18,924	19,656	20,261

イ 生息環境

環境省が実施している第6回、第7回自然環境保全基礎調査の植生図 GIS データ(shape file) から県内の植生分布を把握し、ニホンジカの生息する森林等の生息可能面積を算出した。

(7) 植生

鹿児島県は、県土の65%が森林に覆われており、中でもスギ・ヒノキ等の人工林の比率は37%と最も高い。次いで、シイ・カシ類の常緑広葉樹林の比率が高い。

(イ) 生息可能面積

県本土及び種子島において、ニホンジカが繁殖を含めた生活圏として利用できる面積を算出すると、群落、群集等合計1,216.41km²となった(表4参照)。

山域別に見ると、出水山地443.13km²、八重山山地316.21km²、国見・霧島山地291.10km²、種子島165.97km²となった(表5参照)。

表 4 ニホンジカの生息可能植生カテゴリー

植生区分	出水山地	八重山山地	国見・霧島山地	種子島
アオモジ群落	0.01	0.38	0.00	0.00
アカガシーミヤマシキミ群集	0.54	0.20	0.08	0.00
アカマツ群落	3.35	23.22	1.85	0.00
アカマツ植林	14.05	16.85	5.67	0.00
アカメガシワーカラスザンショウ群落	0.69	0.98	0.14	0.00
アコウータブノキ群落	0.00	0.00	0.00	0.44
アラカシ群落	0.49	0.35	3.64	0.00
イスノキーウラジロガシ群集	18.05	19.17	3.36	0.00
イチイガシ群落	2.98	0.42	1.72	0.00
イヌツゲーハイノキ群落	0.00	0.00	0.14	0.00
ウバメガシ群落	1.73	1.50	4.79	0.00
オニグルミ植林	0.00	0.03	0.00	0.00
オニヤブソテツーハマビワ群集	0.75	0.49	0.00	0.00
クズ群落	0.72	0.91	0.00	0.00
クヌギーコナラ植林	2.18	5.16	0.94	0.00
クヌギ群落	4.75	2.80	4.96	0.00
クロマツ群落	2.72	2.58	3.18	0.00
クロマツ植林	3.13	3.73	1.21	0.00
ケヤキーイロハモミジ群集	0.00	2.55	0.00	0.00
ケヤキ群落	0.16	0.21	0.75	0.00
ケヤキ植林	0.09	0.01	0.00	0.00
コガクウツギーモミ群集	1.22	3.49	0.04	0.00
コナラ群落	5.37	4.45	1.29	0.00
シイ・カシ二次林	0.00	0.00	0.00	106.39
シイ・カシ萌芽林	113.11	0.00	0.00	0.00
シイーカシ萌芽林	44.12	56.94	60.19	0.00
シキミーイヌシデ群落	5.78	0.76	0.00	0.00
シラキーブナ群集	1.00	0.24	0.00	0.00
スギ・ヒノキ・サワラ植林	63.42	45.14	37.32	54.82
スギ・ヒノキ植林	72.75	47.35	33.80	0.00
スタジイ群落	27.44	27.73	41.10	0.00
タブノキ群落	0.00	0.00	0.00	0.23
タブ群落	3.56	1.87	4.28	0.00
ツガーハイノキ群集	0.06	0.00	0.00	0.00
トベラーウバメガシ群集	0.00	0.00	0.00	3.70
ハクサンボクーマテバシイ群落	1.97	0.61	1.07	0.00
ハドノキーウラジロエノキ群団（二次林）	0.00	0.00	0.00	0.03
ハマグルマーハマゴウ群集	0.01	0.00	0.07	0.00
ヒノキ群落	0.00	0.02	0.00	0.00
ホソバタブ群落	0.16	0.77	0.06	0.00
ホテイチク群落	0.46	0.11	0.00	0.00
マサキートベラ群集	0.26	0.91	0.02	0.00
マタタビーノブドウ群落	0.00	0.03	0.00	0.00
マテバシイ植林	0.12	0.00	0.00	0.00
マルバニッケイ群落	0.00	0.00	0.00	0.37
ミズナラーリョウブ群集	0.54	0.29	0.22	0.00

ミズナラーリョウブ群落	1.09	0.16	3.22	0.00
ミミズバイースダジイ群集	33.49	32.60	55.85	0.00
ミヤマキリシマーマイヅルソウ群集	1.24	1.26	0.00	0.00
モミーシキミ群集	1.31	1.20	18.01	0.00
ヤシャブシ群落	0.41	4.86	0.04	0.00
ヤマハンノキ群落	0.01	0.00	0.00	0.00
ヤマヤナギーツクシャブウツギ群団	0.22	0.15	0.00	0.00
ルリミノキーイチイガシ群集	7.35	3.72	2.12	0.00
ルリミノキーイチイガシ群集ハナガガシ亜群集	0.28	0.00	0.00	0.00
総計	443.13	316.21	291.10	165.97

※小数点以下は四捨五入されているため、合計値が異なる場合がある。

表 5 ニホンジカ生息可能面積

管理区分	面積 (km ²)
出水山地	443.13
八重山山地	316.21
国見・霧島山地	291.10
種子島	165.97
合計	1,216.41

※南薩地域及び大隅地域は局所的な分布のため、生息可能面積は算出していない。

ウ 被害及び被害防止対策の状況

(7) 被害状況

図6に県全体の農林業被害額及び面積の推移を、図7に地域別農林業被害額の推移を示した。

県全体の農林業被害額については、平成24年度以降減少傾向にあり、令和2年度の被害額は、約1億2千万円で平成24年度の約5割となっている。地域別に被害額を比較すると、県本土においては出水山地における被害が特に大きく、近年の被害額は7千万円程度で推移している。

なお、シカによる被害は、県本土では出水山地、八重山山地、国見・霧島山地、離島では、種子島、屋久島において一年を通じ被害が発生している。農業では水稻、飼料作物、いも類への被害が顕著である。一方林業では、スギ、ヒノキ等の造林地への食害や角こすりによる樹皮の剥皮被害が9割以上を占めている。また、シカによる被害は、令和2年度時点で全鳥獣による被害額の約3割を占め、約4割を占めるイノシシと同様、依然として特に被害対策が必要な鳥獣である。

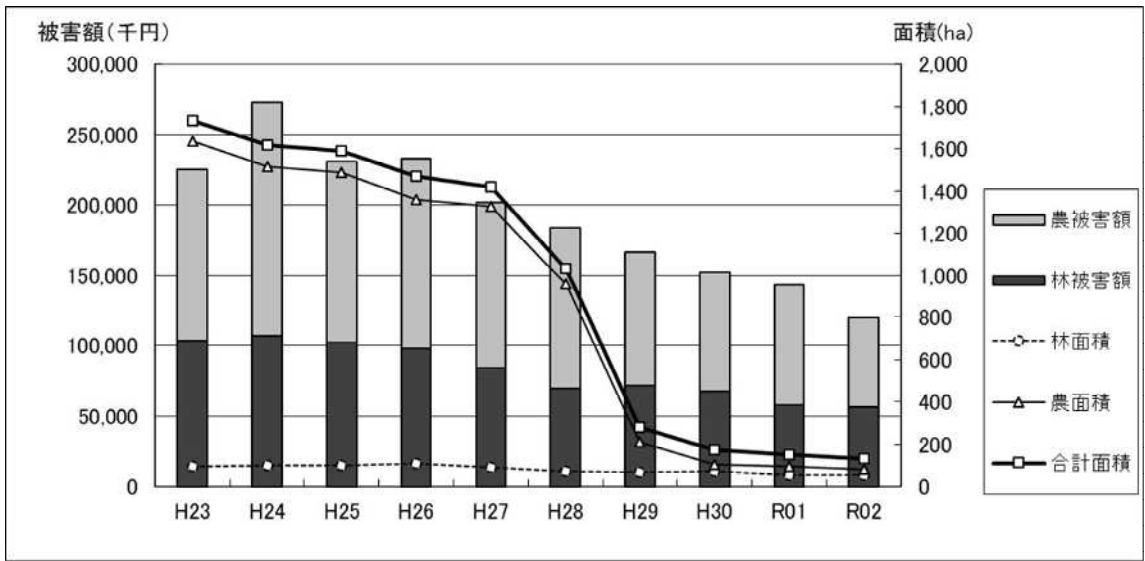


図 6 農林業被害額及び面積の推移（県全体）
 ※H29 年度から農業被害面積の算出方法が変更された。

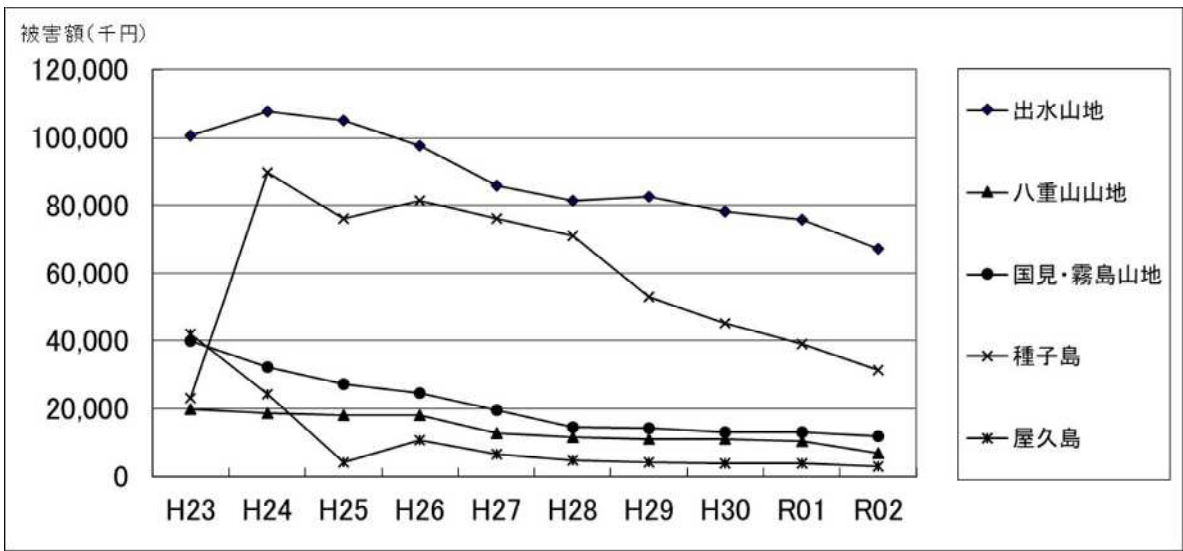


図 7 地域別農林業被害額の推移

(イ)被害防止対策実施状況

農作物の鳥獣被害対策については、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組を柱に、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進している。具体的には、集落ぐるみの研修会の開催や県鳥獣被害対策アドバイザーの派遣等を実施するとともに、侵入防止柵の整備等を推進している。

このうち、侵入防止柵については、平成25年度に開催された「県鳥獣被害防止対策推進会議」において、今後5年間の侵入防止柵の整備目標を1,600kmとした。なお、この整備目標については平成29年度に達成したが、被害の減少を図るため整備を引き続き推進している。

表6 侵入防止柵の整備状況

項 目	(km)									
	H25	H25～26	H25～27	H25～28	H25～29	達成率	H25～R1	H25～R2	達成率	
県鳥獣被害防止対策推進会議において設定した目標 (H25～29に1,600km)の達成状況	370	953	1,169	1,469	1,680	105%	2,183	2,369	148%	
電気柵	129	443	553	689	773		988	1,074		
ワイヤーメッシュ柵	72	176	237	357	452		669	739		
その他(金網柵・ネット柵・合柵)	170	334	378	424	454		526	556		

(出典：県農村振興課)

エ その他

平成9年度以降、各種事業を活用し、生息状況調査等を適宜実施してきたが、平成27年度以降は、生息状況調査に加えて、個体数を減少させるための捕獲シミュレーション等を行っている。

(2)管理の目標

シカは森林及び草原を生息地とする草食獣であり、積雪によって分布が制限されるものの、国内では広範な地域で生息が可能な種である。また、定常的に単独性で縄張りを持つカモシカとは異なり、集団性で条件の良い場所では群れサイズが大きくなり、極めて高い密度に達する。この様な種が増加した場合、農林業に対する被害が問題となるだけでなく、自然植生に対しても破壊的な圧力が加わることがある。一方、シカは生態系の重要な構成要素であり、それぞれの地域に個体群を保存しておく必要がある。

以上の点を考慮し、本県のシカ管理の基本目標を次の通り設定する。

- ①農林業に対するシカの被害を防止する。
- ②各地域個体群を自然環境とバランスのとれた形で安定的に維持する。

また、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」(平成28年3月)では、自然植生にあまり目立った影響がでないニホンジカの密度は平均値3～5頭/km²、農林業被害があまり大きくならないニホンジカの密度は平均値1～2頭/km²とされており、この数値を参考に、自然公園等の保護地域では5頭/km²、その他の地域では2頭/km²を最終的な管理の目標とする。

当面の捕獲目標としては、令和5年度までは、国の半減目標(令和5年度までの10カ年で個体数を半減)に準じたシミュレーションをもとに、令和6年度以降については、令和5年度の目標個体数(概ね19,000頭、計画区平均密度6頭/km²)を令和15年度までの10カ年で半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する。

なお、目標個体数については、各種モニタリングの結果や令和6年度以降の国の目標設定の動向等も考慮し、必要に応じて見直すこととする。また、目標達成に必要な捕獲数については、年度ごとに定めることとする。

(3) 目標を達成するための地域別の課題

管理の目標を達成するためには、以下に示す課題が考えられる。

・出水山地

紫尾山を中心に高密度に分布しており、林業に大きな被害を与えている。また、自然植生への影響も懸念される。山裾部では農作物への被害が発生している。狩猟と有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲により生息数の減少を図る。また、紫尾山の大部分は国有林が占めるため、国有林内での捕獲も推進する必要がある。

・八重山山地

八重山を中心に高密度に分布しており、農林業被害が見られる。狩猟と有害鳥獣捕獲により生息数の減少を図る。また、牧場やゴルフ場があるため、餌供給の場として利用されないよう敷地内への侵入防止を徹底し、シカへの餌供給を遮断する必要がある。

・国見・霧島山地

国立公園、国有林での密度が高く、これに隣接した地域に被害が発生している。霧島地域では、自然植生への影響が深刻である。そのため、狩猟と有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲により生息数の減少を図る。

また、牧場が多く存在するため、餌供給の場として利用されないよう敷地内への侵入防止を徹底し、シカへの餌供給を遮断する必要がある。

なお、国立公園、国有林内では、関係機関と連携を図り個体群管理を行う必要がある。

・南薩地域、大隅地域

南薩地域及び大隅地域では、低密度ではあるものの生息域が拡大しつつあり、今後、自然植生への影響や農林業被害の増加が懸念される。

このため、狩猟捕獲や有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲により、生息数の減少を図る必要がある。

・種子島

島全域に分布が拡大している。近年は、サトウキビやいも類への被害が顕在化している。耕作地周辺では、銃による捕獲が行えない。そのため、わなによる捕獲を普及させ加害個体を積極的に捕獲するとともに、従来通り山林部でも捕獲を推進する必要がある。

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

本県の第二種特定鳥獣管理計画の基本目標を達成するため、以下の取組を推進する。

- ① 県に生息するシカの分布状況、生息環境、農林業被害等の実態把握、分析
- ② 第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の実行
- ③ 施策実行後のシカの生息密度と被害状況等のモニタリングの実施
- ④ 学識経験者等で構成される「特定鳥獣保護管理検討委員会」におけるモニタリング結果の分析、対策の評価
- ⑤ 評価結果を第二種特定鳥獣管理計画へフィードバック
- ⑥ 捕獲手法の見直し、スキルアップのための普及活動、情報交換。

なお、この一連の管理体制を図8に示した。

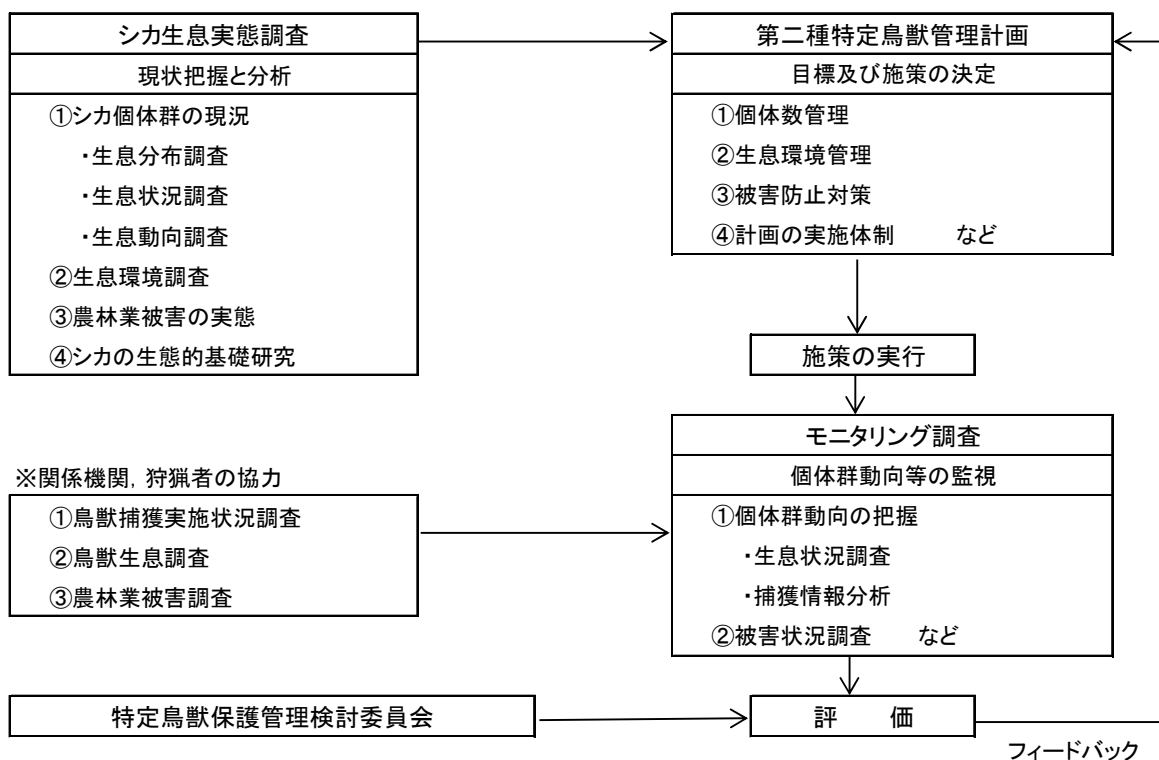


図 8 ニホンジカ管理体制

6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲計画

管理目標に基づき、生息数を減らすため、次の施策を実施する。

ア 狩猟による捕獲の推進

地域名	適用市町村名
出水、八重山 国見・霧島、 南薩、大隅	鹿児島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市、長島町、志布志市、大崎町、垂水市、鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
種子島	西之表市、中種子町、南種子町

区分	特例の内容	備考
狩猟期間 の延長	狩猟期間を11月1日～3月15日とする。	第4期計画 から継続
1日あたり の捕獲数	無制限 (但し、捕獲後の埋設等の処置が実施できる範囲とする)	第4期計画 から継続
くくり罠 の規制	① 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の規制を解除する。 ② 「締め付け防止金具」を装着したくくりわな以外に「締め付け防止機能を装備」したくくりわなの使用も可とする。	第4期計画 から継続

(補足) ①くくり罟の規制（禁止する猟法）の解除について

平成19年1月29日（平成19年4月16日施行）に改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則により、規制された「くくりわな」の輪の直径については、クマの錯誤捕獲に配慮したものであるが、本県ではクマの生息が確認されていないことから、規制を解除する。

②1日当たりの捕獲数について

適用市町村以外は、雌雄に関係なく1日1頭とする。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業及び有害捕獲等による捕獲の推進

市町村における有害鳥獣捕獲体制の強化を図るとともに、県は市町村からの要請を受けて、農林業に係る被害防止を目的とした複数の市町村をまたいだ広域的な捕獲（個体数調整を目的とした許可捕獲）を実施する。

また、高密度地域にありながらも捕獲が行われにくい箇所においては、必要に応じて国等の公的機関による個体数調整を目的とした捕獲を実施するとともに、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

さらに、霧島山地、出水山地等の県境付近においては、県は指定管理鳥獣捕獲等事業により、隣接県等と情報交換や連絡調整を行い、必要に応じて、相互の連携を図りながら広域的な捕獲を実施する。

これらの取組により、一体的な捕獲の推進に努める。

なお、有害鳥獣捕獲体制の強化を検討するにあたり必要となる生息状況調査の結果等基礎的な情報については、県から市町村に対して情報を提供するものとする。

ウ 個体数管理に必要な情報の収集

狩猟期間内の捕獲実態を把握するため、狩猟者の協力を得て鳥獣捕獲数等調査を実施する。調査項目は、出猟月日、出猟区域、性別の出会い数、捕獲数等とする。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業等については、必要に応じてセンサーカメラの設置等による生息状況等の調査を行い、生息するニホンジカの雌雄割合等を把握するとともに、捕獲個体の門歯による年齢査定等を行うことで年齢構成を分析する。

エ 錯誤捕獲対策

錯誤捕獲の予防及び早期発見並びにその後の適切な対応を図るため、わな捕獲においては、定期的な見回りを行うように、また銃捕獲においては、矢先の確認を慎重に行う等、錯誤捕獲対策の徹底を推進する。

なお、近年、熊本県境においては、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを目撃が報告されている。目撃された個体が県内に定着し始めているものなのかどうかは不明ではあるものの、錯誤捕獲対策の観点からも注意が必要であることから、引き続き情報収集等に努めるものとする。

(2) 効果的な捕獲手法の活用

捕獲により生息数を確実に減らすために効果的な捕獲手法の活用を図る。一例として、捕獲による生息数の減少を図るためには、メスジカの捕獲割合を高めることが有効であることから、捕獲の量のみならず質を向上させるための技術等についても、情報収集するとともにその導入等を検討する。

また、わな捕獲については ICT わなの活用等を推進することにより、見回り負担の軽減や錯誤捕獲等への早期対応を図る。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

ア 事業の目的

図6、7に示すとおり、ニホンジカによる農林産物被害は、依然として高い水準で推移しており、市町村が主体となった既存の捕獲事業に加え、県が主体とな

った捕獲事業を実施し、ニホンジカの捕獲を積極的かつ集中的に行う必要があることから、鳥獣法に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に努め、管理対策のより一層の推進を図るものとする。

イ 実施期間

「3 計画の期間」に定める期間とする。
(令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間)

ウ 実施区域

「4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき地域」とする。

エ 事業の目標

「4 (2) 管理の目標」のとおりとする。

オ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

(ア) 実施の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては鳥獣法第14条の2の規定に基づき、あらかじめ、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という）を作成する。

なお、捕獲にあたっては、学習ジカ※1の発生による発生捕獲効率の低下を避けるため、シャープシューティング※2など生息密度や捕獲実施場所に応じた捕獲手法を用いる。また、効果的な捕獲等を促進するため、新たな捕獲手法の検証等を行う。

※1 スレたシカのこと。捕獲される恐れがある場所や時間帯に出没せず、素早く逃走するようになったシカ。

※2 一定レベル以上の技能を備えた専門的・職能的捕獲技術者の従事を前提とする、銃器を用いた捕獲体制の総称。給餌などにより動物を特定の場所に誘引し、原則として中枢を狙撃する誘引狙撃法は、シャープシューティングに適した方法の一つとされる。高い捕獲効率の継続や学習ジカの出現予防等を実現させるための科学的な配慮が必須とされる

(イ) 実施の時期

原則として1年以内とする。

(ウ) 実施結果の把握並びに評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数、雌雄別、幼成獣別、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、当該事業の成果を検証するとともに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等についての検討を行うものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、当該事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、当該事業の効果・妥当性等も考慮し、実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の実施計画を作成するものとする。

なお、科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者等を活用し、必要に応じて、外部の専門家とも連携して実施するものとする。

カ 事業の実施者

国及び鹿児島県とする。

7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

ニホンジカによる被害防止のため、人と鳥獣とのすみ分けを図る適切な生息環境管理等を行う。生息環境管理には、ニホンジカ個体群を保護・管理していくための山間部等の環境管理と、ニホンジカを人の生活圏に近づきにくくするための環境管理がある。なお、ニホンジカの個体数、生息密度の低減を管理の目標として施策を進める場合、ニホンジカの餌資源の増加を抑制するような生息環境管理を行うことが重要である。上記の観点から、具体的には次の事項に取り組むこととする。

- ・ 森林の有する様々な公益的機能を発揮するため、樹種、林層等が多様で下層植生が豊かな森林作りを検討する。
- ・ 自然植生に強い圧力がかかっている地域においては、シカによる食害から保護するための方策を検討する。
- ・ 伐採跡地や林道整備後には、シカの餌となる植物が供給されるため、供給を遮断する等の方策を検討する。

8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

被害防止対策を行うには捕獲だけでは不十分である。そのため、捕獲以外の手段も含め総合的な対策を積極的に活用する（表7参照）。

表7 対策事業の概要

●ソフト対策（総合推進）		
取扱	事業名	事業内容
農	鳥獣被害対策推進事業（推進事業）	県：鳥獣被害防止に関する研修会の開催、県鳥獣被害対策アドバイザーの派遣、新技術事例調査、ジビエ利用拡大研修等 市町村：協議会・研修会の開催、センサー付き箱わな等の導入等
環	特定鳥獣総合管理対策推進事業	特定鳥獣保護管理検討委員会の開催

●ハード対策（侵入防止）		
取扱	事業名	事業内容
農	鳥獣被害対策推進事業（侵入防止柵等の整備）	侵入防止柵等の整備
農	農業農村整備関連事業（採択地区のみ）	農地整備等に伴う侵入防止柵の整備

●捕獲対策（個体管理）		
取扱	事業名	事業内容
農	鳥獣被害対策推進事業（捕獲活動経費の支援等）	農家等の自衛的わな猟免許取得者（初心者）へ捕獲技術の習得支援、有害鳥獣の捕獲活動経費の支援、農林業に係る被害防止を目的とした複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲（個体数調整を目的とした許可捕獲）
環	狩猟適正化対策事業	狩猟者の確保（狩猟免許取得申請者へのテキスト等配布）
環	特定鳥獣総合管理対策推進事業	生息状況調査、高密度地域における捕獲、隣県等と連携した広域的な捕獲、効果的捕獲の促進に向けた技術検証、狩猟捕獲の強化に向けた支援等

※農・・・農政部局、環・・・環境部局

(2) モニタリング等の調査研究

シカの生息密度調査等を実施し、この結果を特定鳥獣保護管理検討委員会で協議し、管理のための具体的な対応策について検討を行う。

ア 生息状況調査

図9に示した48地点において、調査用ベルトトランセクトを設定し、その中の糞粒を数え生息密度を推定する。推定された個体数密度を経年比較することにより周辺の個体数増減の指標とする。なお、生息密度調査の実施箇所については、個体群の分布状況も踏まえ適宜見直すこととする。

イ 捕獲数等調査

市町村等関係機関とも連携し、捕獲数について把握する。指定管理鳥獣捕獲等事業については、捕獲された個体の門歯により齢査定等を行い捕獲個体の年齢構成等について把握するとともに、センサーカメラによる生息状況等の調査や捕獲に係る各種データを用いた捕獲効率等の解析についても実施する。また、狩猟者の協力を得て性別の出会い数等についても調査をする。

ウ 被害状況調査

鳥獣被害調査を市町村に対し実施し、当該年度の農業、林業の作物別被害面積、被害額等を調査する。

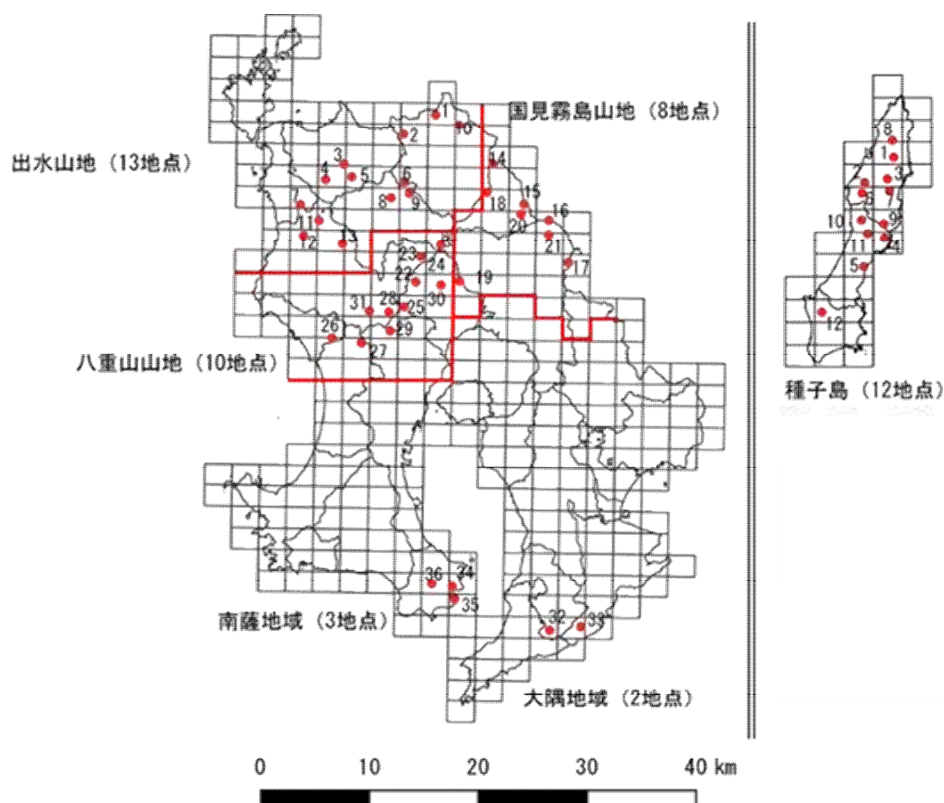


図9 ニホンジカモニタリング調査地位置

(3) 計画実施体制

ア 特定鳥獣保護管理検討委員会

第二種特定鳥獣管理計画の策定及び実施にあたって、本県に生息するニホンジカ個体群の適切な管理のあり方を専門的な観点から分析・評価を行うと共に、改善点や計画の見直しについて検討を行う。

イ 鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議

鳥獣被害防止対策について、効果の検証と総合的な対策を推進するために「鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議」を設置する。また、専門的な協議を行うために「被害防止対策部会」及び「捕獲対策部会」を設置する。

庁内関係部局や地域振興局・支庁、関係機関・団体が連携し、市町村の「被害防止計画」に基づく取組を支援する。

ウ 市町村有害鳥獣被害対策協議会

県関係機関、市町村、森林組合、農協、地区猟友会等で構成する当協議会において、効果的な被害防止対策や捕獲体制について、連絡・調整を図りながら、第二種特定鳥獣管理計画に基づく対策を進める。

エ 九州シカ広域一斉捕獲推進会議

県境を越えて広域的に生息するニホンジカの一斉捕獲を、九州五県（福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）及び九州森林管理局が連携して広域的に実施する。

オ 関係県との連絡調整

「九州各県鳥獣保護行政担当者会議」において、情報交換や連絡調整を行うとともに、シカが多く生息する国有林、国立公園を所管する九州森林管理局、九州地方環境事務所との連携を図りながら適切な対策を検討する。